令和８年（フ）第１２３８号
埼玉県川口市安行出羽４丁目14番31号
債務者　中林　一矩
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　明仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３５０号
静岡市駿河区さつき町４番15―309号、旧住所静岡市葵区伝馬町17番地の７
債務者　松下　晴勇
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　友輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５１号
静岡市駿河区さつき町４番15―309号
債務者　高塚　綾子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　友輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３号
熊本県玉名市岩崎604番地　ドリーム・ビュー・ヒルズ212号
債務者　福田　洋志
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高見　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第１６２７号
名古屋市千種区新西１丁目５番８号　コーポ新屋敷207号、従前の住所名古屋市千種区上野３丁目20番18号　寺島ビル103号
債務者　前田　大介
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　雅治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７４５号
名古屋市千種区千代が丘１番109―706号　千代が丘団地
債務者　高木　雅彦
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　裕行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０４号
愛知県知多市八幡字荒古前47番地の１　（エスペランサ・Ｋ301）
債務者　本田裕太郎
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４０号
横浜市神奈川区松本町６丁目47番地１
債務者　松瀬　正志
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴井　迪子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３５号
高知県安芸郡田野町4462番地11　上ノ岡西団地６号棟
債務者　阿多　和代
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和８年（フ）第５８８号
札幌市東区北16条東15丁目２番５―303号
債務者　間瀬　太嗣
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇山　正幹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６７号
さいたま市南区文蔵２丁目18番９号　ハナハイム202、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目35番16号
債務者　柴田　和典
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　紘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９５号
山口県宇部市則貞４丁目13番15―101号、前住所山口県宇部市大字西岐波4401番地１　マグノリア　201号
債務者　井原　優衣（旧姓中本）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１４９号
北海道帯広市西20条南２丁目17番12号
債務者　堀　亜弥
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
盛岡市西青山三丁目26番49号　メゾンマルーン102号
債務者　赤坂　愛美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２８５号
盛岡市稲荷町８番１号　アップルハウス稲荷町Ｂ206号
債務者　福士虎汰郎
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第８１号
新潟県新発田市富塚町１丁目３番５号
債務者　青山　晃子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部